

議 答 申 個 第 6 1 号

令 和 4 年 8 月 1 0 日

生 駒 市 消 防 長 殿

生駒市情報公開及び個人情報保護運営審議会

会 長 吉 川 正 史

実施機関の個人情報を処理する電子計算機と実施機関以外の者が管理する
電子計算機その他の機器とを通信回線を用いて結合することについて（答申）

令和4年7月4日付け生消本警第236号で諮問のあった事項について、当審議会の意見は、別紙のとおりです。

答 申

<p>審議案件</p>	<p>奈良県救急医療管制システム（e-MATCHシステム）への画像共有機能の導入に伴い、実施機関（生駒市消防長）の個人情報を処理する電子計算機と実施機関以外の者が管理する電子計算機その他の機器とを通信回線を用いて結合することについて</p>
<p>審議会の意見</p>	<p>実施機関から諮問のあった電子計算機の結合については、適当なものと認めるが、次のことに配慮されたい。 救急搬送現場等の個人情報を取り扱うため、システムの運用に当たっては、個人情報の漏えい等がないよう、個人情報の管理を厳重に行うこと。</p>
<p>審議内容</p>	<p>本件は、奈良県が構築した奈良県救急医療管制システムを平成24年から各消防本部の救急車と各医療機関に設置されたポータブル端末で個人を特定する情報を除いた傷病者の病態データのみを通信回線を用いて結合していたが、画像共有機能の導入に伴い個人を特定する情報を取り扱うことになったことから、生駒市個人情報保護条例第10条の規定により本審議会に諮問されたものである。 本審議会は、本件結合に係るセキュリティ内容（通信経路上の暗号化やデータセンターの安全性、アクセス管理等の対策）並びに結合による傷病者の生命・身体の保護及び救急搬送業務の円滑化等を慎重に審議した結果、本件結合は公益上必要性が高く、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められることから、上記のとおり意見をとりまとめた。</p>
<p>審議日</p>	<p>令和4年7月14日</p>
<p>取り扱う個人情報の項目</p>	<p>傷病者の身体症状や受傷機転となった現場状況の画像</p>
<p>結合先</p>	<p>奈良県が構築した奈良県救急医療管制システムの受託者が管理するデータセンター</p>
<p>所管課</p>	<p>生駒市消防本部 警防課</p>